

第3回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会

議 事 要 旨

開催日時	令和4年10月13日（木）午後1時30分～午後3時20分	
開催場所	福祉交流館すてっぷ宮代 多目的室しいがし	
委員6名	出席	吉澤久美子委員、高橋久美子委員、富澤美津江委員、 田村安雄委員、近藤莉歩委員
	欠席	齊藤由賀里委員
事務局	宮代町福祉課：宮野課長、小島副課長、荒川主査、埜中主任	

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 宮代町手話言語条例（たたき台）について 資料1、資料2、資料3
- 3 その他
- 4 閉会

【会議資料】

- ・ 第3回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会 次第
- ・ 資料1 第2回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会 主な意見
- ・ 資料2 宮代町手話言語条例構成案
- ・ 資料3 宮代町手話言語条例（たたき台）

【資料の確認】

開会に先立ちまして、本日の資料の確認でございますが、事前に郵送させていただきましたものはお持ちいただきましたでしょうか。次第、資料1、資料2、資料3、本日テーブルに置かせていただきました宮代町における手話に関する取組について（訂正）です。不足等ございませんか。

1 開会

（小島副課長）

それでは、第3回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会をはじめます。

私は、本日の司会を務めます宮代町福祉課副課長の小島です。よろしくお願いいたします。

本日は5名の委員の御出席をいただいております。本委員会設置要綱第6条第2項に規定されております、委員の過半数が出席しておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここからの進行につきましては、委員長をお願いいたします。

吉澤委員長、よろしくお願いいたします。

2 議事

(吉澤委員長)

それでは次第に基づきまして進行をさせていただきます。

次第 2 議事でございます。

本日の議題は、お手元の次第でございますとおり、1 つでございます。

議事 (1) 宮代町手話言語条例 (たたき台) について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事の説明に入る前に第 2 回会議の資料の訂正をさせていただきます。

宮代町における手話に関する取組みについて (訂正) をご覧ください。災害時支援用バンダナの無料配布について、配布先の記載、説明に誤りがありましたので訂正します。正しくは本日配布の資料のとおりです。配布先だけ訂正となります。宮代手話の会 60 枚、聴覚障がいのある身体障害者手帳所持者 30 枚、手話奉仕員養成講座ステップアップ編受講者 2 枚という配布となっております。前回会議の資料の訂正は以上となります。

それでは、本日の議事の説明に入らせていただきます。

議事 (1) 宮代町手話言語条例 (たたき台) について、ご説明します。

資料 1 第 2 回 (仮称) 宮代町手話言語条例検討委員会 主な意見をご覧ください。

こちらは第 2 回検討委員会で手話言語条例に盛り込む内容及び項目について、委員の皆様からいただいた主な意見をまとめたものとなっております。

資料 2 宮代町手話言語条例構成案をご覧ください。

題名は宮代町手話言語条例です。

次に「1 前文」です。

・手話とは何か、ろう者と手話とのかかわり、歴史的なことから、条例ができた後宮代が目指すものを端的に伝えていく内容にします。

2 目的

第 1 条になります。

・条例を制定する目的を定めます。

3 基本理念

第 2 条になります。

・手話への理解の促進、手話の普及に関する基本理念を定めます。

4 町の責務

第 3 条になります。

・町の責務を定めます。

5 町民の役割

第 4 条になります。

・町民の役割を定めます。

6 事業者の役割

第 5 条になります。

事業者の役割を定めます。

7 施策の策定及び推進

第6条になります。

- ・手話に関する施策、手話を必要とする人、関係者との協議の場を設ける旨を定めます。

8 財政措置

第7条になります。

- ・手話に関する施策を推進するために必要な財政措置を講じる旨を定めます。

9 附則

- ・施行期日など、条例の主要事項に付随する必要事項を定めます。

資料3 宮代町手話言語条例（たたき台）をご覧ください。

第2回検討委員会でいただいた意見を踏まえた宮代町手話言語条例（たたき台）となります。

資料の修正をさせていただきます。第7条の最後の部分について「財政上の措置を講ずるものとします。」を「財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。」と修正します。町は必要とする施策を実施するために限りある財源で予算措置をしていますので、努力規定に修正します。

本日欠席されております齊藤委員から事前に御意見をお預かりしております。

資料3 条例たたき台について2点の御意見をいただいております。

1点目は、前文の3段落目、「こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。」のところ。「手話は」の次に「音声言語と対等な」を入れた方が特別なものといった感じがなくなるのでは、というご意見をいただいております。

2点目は、前文の4段落目です。これからはみんなに手話が必要とされる場面が出てくることを考えれば「手話を必要としない人」の表現はどうなのでしょう。例えば「これを受け、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人もしない人も全ての町民が理解し合い」を「これを受け、手話が言語であるということを全ての町民が理解し合い」ではどうかというご意見をいただきました。

(高橋委員) もう一度お願いします。

(事務局)

「これを受け、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人もしない人も全ての町民が理解し合い」を「これを受け、手話が言語であるということを全ての町民が理解し合い」ではどうかとのことです。

以上、齊藤委員から2点御意見をいただきました。

事務局からの説明は以上です。

(吉澤委員長)

ありがとうございました。田村委員大丈夫ですか。一つ一つ確認していきたいと思います。

ただいま事務局より宮代町手話言語条例のたたき台について説明がありました。こちらの内容について質疑やご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

まず、先ほどのところは大丈夫でしょうか。齊藤委員からのご意見は、前文の3段落目「障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。」のところ。「手話は音声言語と対等な言語として位置付けられました。」と言った方が丁寧で

わかりやすいのではないかとということです。せっかく齊藤委員からご意見が出ているのでみなさんどうでしょうか。

(富澤委員)

意味を考えるといいとは思いますが、この文章では障害者の権利に関する条約や障害者基本法においてというのがここに書かれていますよね。障害者基本法などの認められた内容を見ると、手話は言語であるという言い方で認識されていると思うので、ここであえて「音声言語と対等な」という言葉を付けていいかどうかという気はします。気持ちはわかります。そのとおりだとは思いますが。

(吉澤委員長)

より丁寧なという意味で齊藤委員からはご意見をいただいておりますが。法律に基づいた表現をそのまま使った方がよいのではないかとこのところですかね。

(富澤委員) ここではその方がストンと入ると思います。

(吉澤委員長) みなさんいかがでしょうか。

(近藤委員) 法律上は言語ということですね。

(高橋委員)

前にいただいた資料の白岡市の前文のところ、こうした中での3段落目のところにあると思います。こちらのほうがわかりやすいのではないのでしょうか。

(吉澤委員長)

「こうした中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語であることが明記されたことに鑑み、手話に対する理解を深め、手話を普及し、手話を使いやすい環境を整備していくことが求められている。」というところですね。白岡市さんはそうですね。

(高橋委員) 「鑑み」は難しいので、少し直すとわかりやすいのではないのでしょうか。

(近藤委員)

こちらのほうが、言語であることが位置づけられたからどうだということがわかりやすいと思います。

(吉澤委員長)

宮代のものは優しい表現で、こどもが読んでもわかりやすく入ってくる内容だと私は思いました。ここの部分だけの導入は難しいですね。宮代町のものについては、これはこれでまっていますからね。田村委員何かありますか。「手話は言語として位置付けられました。」のところを少し丁寧な表現がよいのではないかとのご意見に対して。元々の「手話は言語として位置付けられました。」で違和感はありますか。

(田村委員) こんなようなものですね。ひらめきがでてこないのです。

(吉澤委員長) このままの文章でも理解できない、通じないというところはないですか。

(田村委員) 通じないということはないですが、内容の理解が難しいのではないのでしょうか。

(吉澤委員長) 読んだ人が理解できるかなというところですか。

(田村委員) 読めることは読めると思いますが、文章の意味がわからないといえますか。

(高橋委員)

言葉の受け止め方だと思っておりますが、「位置付けられました、明記されました」の言葉の違い

を考えた時に、元々手話を使っている方々は言語だと思って使ってらっしゃると思うのです。手話を使わずに生活してきた人がそれを理解できていなかった部分ということでいけば、「位置つけた」ということではなくて「明記された」とすることによって、使っていなかった人たちのほうが受け止めやすい気がします。位置付けるという表現に違和感がある気もします。

(吉澤委員長)

「こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として明記されました。」そういう表現の仕方はどうかということですかね。

(田村委員) その方がわかると思います。

(吉澤委員長)

音声言語と対等だと入れるのではなく、「手話は言語として明記されました」という表現に変えてみてはどうかということですね。

次に行きます。次の文章の「これを受け、手話は言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人もしない人もすべての町民が理解し合い」という、「手話を必要とする人もしない人も」の表現が、区別しているようで良くないのではないかという齊藤委員の意見でした。齊藤委員としてはここを抜いて「これを受け、手話は言語であるとの認識に基づき、すべての町民が理解し合い」でよろしかったでしょうか。

(富澤委員) 「これを受け、手話が言語であるということ」

(吉澤委員長)

「これを受け、手話が言語であるということ」を全ての町民が理解し合い」という表現でしたね。認識に基づきも無くてよかったですか。

(近藤委員)

「手話が言語」の「が」は入るのでしょうか。「手話言語」ではなく、「手話が言語」、「が」が入っているほうが良さそうな気がします。

(事務局)

齊藤委員のご意見では、「手話が言語であるということ」を全ての町民が理解し合い」となり、「が」が入っています。

(田村委員) 手話言語を使って安心して暮らすの、手話言語とは何でしょうか。

(富澤委員)

この条文、前文から全部含めて、手話という言葉と手話言語という言葉が色々あって出てきますが、福祉課にて意図的に使い分けたのでしょうか。

(吉澤委員長) 事務局、意図的な区別はあるのでしょうか。

(事務局)

たたき台を作るにあたって、手話と手話言語という言葉在意図的に使い分けたわけではないです。

(吉澤委員長)

耳なじみのよい形に表現してもよいということですね。最初に戻りまして、「これを受け」の段落は2つありますね。「手話が言語で」と今まで通りで「が」が入って良いということ、
「理解し合いともに支え合い手話言語を」というように表現するか、「手話を使って」と表現するか、ここら辺のところかなと思います。

(近藤委員) ここは「手話を使って」がいい気がしますね。

(吉澤委員長)

最初の方は元々齊藤委員のご意見にあったように「手話が言語で」でよろしいでしょうか。そうなってくると、「手話言語」と表現しているのは、町の責務のところですかね。

(富澤委員) あと2か所あります。

(吉澤委員長)

前文の3行目ですか。「手話言語を大切に育んできました。」ここはいらないですね。その前に「必要な言語として」と入っているのですね。その後の「しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことから手話を必要とする人は、必要な情報を得るコミュニケーションをとることが容易にできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。」につながりますね。ここも言語はいらないですね。

(事務局)

手話言語となっている部分については「言語」がいなくて、「手話が言語」という表現ですかね。

(吉澤委員長)

前文はそこと最後の段落のところと3か所ですね。次は第3条ですね。町の責務のところですね。ここは「手話」でいいですね。これで手話言語が出てくるのは全てですね。齊藤委員のご意見はこれで整理出来たかなと思います。引き続き皆様の方で気づいた点やご意見ご質問等あればお願いします。

(富澤委員)

資料2で、前回の私たちの意見で、ですます調が良いと意見として出したのですが、記憶違いかもしれませんが、あの時は齊藤委員が意見を出してくださって私も賛成しました。その時は、前文の表し方について、町民に受け入れやすい優しい言い方ということで、ですます調がよいのではという意見であったと私は思っていました。条文に関しては、他を調べてもですます調ではなくて、「〇〇とする」と作られていると思います。1つの条例として、条文については「〇〇とする」という言い方の方がいいのではないかと思います。

もう1点は、たたき台なので、第6条のところは途中でページがかわっていますが、正式な時は第6条の頭からページを変えた方が良く思いました。構成についてはそこが気になりました。内容についてはまた別にあります。

(吉澤委員)

2点ですね。1つは前回、町民にわかりやすい表現で表しましょうというところで、前文は子どもも大人もわかるよう読みやすいようにということで、ですます調が優しくてよいのではというご意見だったと思います。今回事務局の方で、条文もですます調で表現してくれていますが、一般的には条例は「〇〇する」という表現になっているので、ここまでですます調にしなければよいのではという意見ですね。皆様いかがでしょうか。この件について。

(近藤委員) あまり見たことが無いのですが、ですます調の条例はあるものなのでしょうか。

(事務局)

宮代町には2つですます調の例規があります。市民参加条例ともうひとつあります。基本的

には町の例規はですます調は使わないで、「〇〇である」という形をとっているのが一般的です。前回会議での皆様のご意見により、ですます調で作りました。前文、本則についてもですます調でたたき台を作りました。

(吉澤委員長)

より市民に近いものというところで、私たちと同じような価値観で条例が作られたのが想像できる場所ですね。全体的に優しい表現ですらすら読めた感じがしますが、確かに富澤委員がおっしゃるとおりそうかなと感じます。これについて事務局意見はありますか。

(事務局)

どちらでも対応できます。ほとんどの条例、要綱については、である調ではありますが、調べてみたところ、いくつかの条例ではですます調があります。前回会議で、前文はですます調がよい、というところでみなさんのお話が進み、全体的なところでもですます調の方が優しいという話だったと思うので、本日の形の資料となっております。どちらでも対応できる、という状況です。

(近藤委員) 田村委員はどちらが読みやすいというのはありますか。

(田村委員)

ですます調の方が読みやすいです。「ものとする」とするときつい感じがします。決められた文章のようなイメージに取れます。

(富澤委員)

前回いただいた資料で、3市町が載っているもので三芳町の条例の前文がですます調で、条例に関しては「〇〇とする」という言い方となっております。私としては、条例は決まったことを町民に広めるための条例なので、はっきりとした言い方がいいかなと思いました。

(吉澤委員長)

富澤委員の趣旨わかります。ですます調であると、優しい感じでさらりと読めていけるので、前文においてはとてもいいけれども、条例は決まり事なので、はっきりとするというように書かれている方が、施策として動いていくときに良いのではないかとこのところですね。

(富澤委員)

次回の時に出来たら良いのですが、内容は同じで2つのたたき台を出してもらうことはできますでしょうか。今回のような全てですます調であるものと、条例だけはですます調ではなくである調で表したものの2つをご用意いただきたいと思います。

(事務局)

前文と条文の全体がですます調のものが1つ。それから、前文だけがですます調でその後の条文がである調であるものということで、こちらの2種類でよろしいでしょうか。

(富澤委員) 見比べてみて、イメージを持つしてみるのも良いかなと思います。

(吉澤委員長)

最後の語尾が変わるだけで内容は変わらないと思いますが、見た感じの印象というところですかね。せっかくそのような形でもう一度作成してもらえば、先ほど富澤委員よりおっしゃっていただいた第6条からの改ページも併せてお願いします。

(事務局) 白岡方式はいらないということでよろしいでしょうか。全部である調のものです。

(吉澤委員長)

前文は是非ですます調をお願いします。表現につきましては、そのような形をお願いします。内容のことでご意見ありますでしょうか。

(近藤委員)

前文にて、「手話を必要とする人」という表現は良いと思うのですが、「手話を必要とする人」とはという説明といいますか例示を入れた方が良いのではないのでしょうか。例えば「聞こえない人や聞こえにくい人など手話を必要とする人」と入れるのはどうでしょうか。手話に対する認知度は高まっていると思いますが、それでも「手話を必要とする人」と言われてぱっと思いつかない町民の方も多いのではないかと思うので、聴力に関することとして、一文入れても良いのではないかと思いました。

(吉澤委員長)

前文のところで一回入れますか。そうしますと、「手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。」のところで、この次に初めて「手話を必要とする人は」というものが出てくるのですが、ここで入れる感じですか。この文章でここに入れると流れが悪くなりますよね。

(近藤委員)

久喜市の場合は、最初の一文に「手話は、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え会話をするとき」というのを入れているのですよね。そうすると、この人達が手話を必要とする人だなということがわかると思います。全く触れなくても良いものなのだろうかと思えます。

(田村委員)

中途失聴や難聴者もいると思います。耳が遠い人、聞こえにくい人。私の場合は補聴器を外すと耳が遠いということになります。テレビは音量を上げれば聞こえます。話をしているときは聞こえにくいかなというところですか。聞こえない人の場合は手話を使うのはあります。口形を見て判断します。途中で聞こえなくなった人もいます。

(吉澤委員長)

ここでは、聞こえづらい人とひとくくりにしてはいるけれどもそれでいいかというところですね。

(近藤委員) まず、説明はあるのかどうかということでしょうか。

(吉澤委員長)

前文の中には「手話を必要とする人」という表現だけなのですが、手話を必要とする人がどういう人なのかという説明を入れる必要があるかどうかですね。

(田村委員) 聞こえづらいという方の場合は必ずしも必要ということではない。

(近藤委員) 聞こえにくい人の中には手話は必要ではないという人もいるということですね。

(吉澤委員長)

例えば、別で手話が必要な人にはこういう方がいますという、細かい表現を入れますか。前文に入れるのはどうかということですかね。用語解説として広報などでは入るはあるかなと思うのですが。

(近藤委員)

点字、手話、視覚障がい、聴覚障がいが一緒になっている方が大人でもいますね。それで説明が必要かなと思ったのですが。

(富澤委員)

これは手話言語条例を作ることを話し合っているのですが、厳密にいうと、手話を必要とする人というのは、聞こえない人だけではなく、聞こえる人も手話を読み取るために手話が必要なのですよね。聞こえない人がマイノリティだから聞こえる人は不自由がないと思っていますが、逆だったら私たちが障がいを持つことになると思います。手話はろう者が育んできたものなので、他の地域を見ると、ろう者も手話をという表現もあります。ただ、宮代町の場合には町も小さいので、ろう者にあてはまる方の情報もないので、宮代町の状態にあわせて条例を作るのであれば、私は「手話を必要とする人」でいいかなと前回提案したのです。理解を広げることが大事ですが、細かくここで要求すると大変かなと思います。

(吉澤委員長)

前文なので、このあとの条例の中で普及する取り組みの中でそのようなことが色々な場面で伝えていけるようなものを発信していくという形に期待するということなのでいいですかね。どうでしょうかね。近藤委員。

(近藤委員) どうですかね。普及自体は施策の方なのでね。

(高橋委員)

今の話を総合して聞いていると、最終的にこれを作る目的は、全ての町民が手話を言葉として理解してコミュニケーションを取っていくということが町の目標であるとなると、すべての人が必要な人になってしまうので、何が良いかわからないのですが。

(吉澤委員長) 私達も手話が必要となってしまいますということですよ。

(近藤委員) 最終的な目指すところはそこなのですよ。

(高橋委員)

最初の文章の中でもう少し良い文言があるでしょうか。どうなのでしょう。これでも通じるのですが、迷いますね。

(事務局)

前文に説明をという話かと思いますが、前文ではないところで説明をすることは可能です。前回の資料の「手話でGO2!」の後ろの方のモデル条例、38 ページ、46 ページにて、定義として2条や3条の辺りに出てきています。そこで言葉の定義として説明を入れていくことは可能です。例えばここで「手話を必要とする人とは」という説明を入れるとか、モデル条例と同じような書きぶりとして定義を入れていくことも出来ます。前文にて入れてしまいますと、何が言いたいかわからなくなっていく可能性があるのではないのでしょうか。ですから、言葉の整理としては本文の方の定義というところで、言葉の説明を入れていくという方法があるかなというところです。

(富澤委員)

定義というのは実際の条例は目的、基本理念ですが、定義を入れるということですか。目的のあとですか。

(事務局)

2条もしくは3条目的のあとですね。条例によっては目的と基本理念のあとに定義を入れる場合もありますし、目的の後に定義を入れて基本理念という流れにすることも出来ます。

(高橋委員) 条文の中で3か所でできますね。定義を入れた方がすっきりしますね。

(吉澤委員長) 定義を入れたものも作ってもらいますかね。

(近藤委員)

手話を知っている人ならピンとくるのでしょうかけれどもね。どこまで条例に入れるかというのはありますが。

(吉澤委員長)

位置は、目的のあとなのか、基本理念のあとなのかというところではありますが、定義を入れていただくようにしましょうか。事務局、その形でお願いいたします。

(事務局) はい。

(富澤委員)

前文、最後の行で、「安心して暮らすことができる町」のここを宮代町とした方が良いのではないかと思いました。

(吉澤委員長)

宮代はどうしたいのかを入れてほしいというところが前回の意見で出ていたところだったと思いますが。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

町の条例であえて本文で宮代町と言っているところはあまりないですね。町、当町、本町という言い方です。久喜市は入れているようなので、あえて入れますか。

(吉澤委員長)

出だしに宮代町はと入れてもいい気がします。最後でまた「町」とダブるとおかしいでしょうか。

(事務局) 最後の町のところを「ことを目指し」ですかね。

(吉澤委員長)

「宮代町は」を頭に持ってきて、最後に出てきたところは「安心して暮らすことを目指し」にしましょう。他にございますか。

(富澤委員)

1条の3行目、「手話に関する施策を総合的かつ計画的に施策を」となっていますが、この施策は無くても良いと思います。施策が重なっています。

(吉澤委員長) 2つ目の施策をカットします。

(富澤委員)

「計画的に推進し」の次の「もって」もいらないと思います。「施策を推進し、ともに支え合う地域社会を実現することを目的とします。」

(吉澤委員長)

「手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ともに支え合う地域社会を実現することを目的とします。」でいかがでしょうか。

(全員) いいと思います。

(吉澤委員長)

目的はよろしいでしょうか。では基本理念の第2条ありますか。さらに新たに定義を加えていただく話になっていますね。町の責務の第3条、先ほど出ていた、手話言語2か所抜きます。第3条について他は大丈夫ですか。第4条、よろしいですか。第5条、よろしいですか。第6条ありますか。

(富澤委員)

資料1にて内容項目についての4つ目に、施策の推進方針という項目で表現されていました。私は施策の推進方針という括弧内の表現がよいと思っています。

(吉澤委員長)

括弧の中の策定及び推進ですか。施策の推進方針という方がよろしいのではということでしょうか。

(富澤委員)

それと関連して第6条の最初の文章も少し変えた方がいい気がします。第6条では(1)から(5)までの施策が掲げられているのですよね。これが施策の部分ですよね。これが最初の施策の策定及び推進という言い方でも推進はしてくれると思いますが、推進しますでは具体性が無いので気になっています。それよりも久喜市や三芳町のように、施策の推進方針と掲げて、制定後どう生かすかということに重点を置いた「推進方針を策定するものとする」という言い方にしてほしいという希望です。例えば、文章としては、各号などは省いた方がよいと思います。

「次に掲げる」ということでわかると思います。「町は次に掲げる方針を総合的に推進するための方針（以下推進方針という）を策定するものとする」と三芳町の第5条の言い方にしてはどうでしょうか。

(近藤委員) 計画的にはいらないでしょうか。

(富澤委員)

入れても良いのですが、長くなりますし、推進方針を策定するときそのあたりをポイントとして考えていくのだと思います。付け加えると、条例を制定した市町村では、制定したあとに期間はそれぞれですが、施策の推進方針を改めて具体的に(1)の施策に対して、町民に手話を広げるためのイベント（手話講習会、学校での手話体験）などそのような施策の推進方針について、全体的なものを作ってホームページに挙げています。そちらにすすめることが手話を広める体制づくりに繋がるのではないのでしょうか。

(吉澤委員長) 事務局ご意見ありますか。

(事務局)

事務局としては施策の推進及び策定と記載したのですが、施策の推進方針と変えることについては特に問題ありません。変えることは出来ます。

(近藤委員)

方針を定めた方が次に繋がりやすいのでしょうか。具体的にどう進めていくかという方針を定めていくということですよ。

(吉澤委員長) 逆に難しくてわからなくなってきました。

(近藤委員)

今のままだと方針は特に定めなくて個別に協議しながら進めていくということでしょうか。

推進方針を定めるとなると、全体的な5つの項目について具体的にこのような事業をしていこうということに基づいて施策を行っていくということでしょうか。プランニングをするかどうかということでしょうか。

(吉澤委員長) 違いがよくわかりませんね。

(近藤委員)

推進方針という全体の計画を作るか作らないか。作ることを明記するかどうかということでしょうか。

(吉澤委員長) 今のものでは施策推進をするとはならないですよ。

(近藤委員) そうですね。

(吉澤委員長)

今のものでは作らなくてもいい形ですね。推進方針をしっかりと作るとした方がより現実的に動いていくということですね。やっと解釈出来ました。推進方針をしっかりと立てるということですね。それを策定するとした方が、括弧に書かれたことを具体的に取り組むという流れになるということですよ。

(近藤委員)

三芳町の第5条の第2項と第3項と同じように入れた方が良さそうですね。方針を策定するのであれば推進方針についての意見を聞く場を設けるのが必要かと思います。

(富澤委員)

前回もそのような希望は出してありますよね。気になるのは、福祉課に伺いたいのですが、たき台では2が無くて、久喜市や三芳町では2のところ、施策の推進方針をこれから進めるにあたって別に定める障がい者に関する基本計画などとの調和を勘案するとありますが、ここにやはり入れた方が、行政として必要なのではないかと思いましたが。色々な他の障がいのある方もいらっしゃいますし、そのような方との調和は必要なのではないかなとは思いますが。

(吉澤委員長) 事務局いかがでしょうか。あえてここを抜いたなどあれば教えてください。

(事務局)

その他の障がい者施策においては特に推進方針は作っていないので、あえて書いてはいませんでした。その他の障がい者施策と調和を図るために、障がい者計画との調和を図りながらというところを付け加えるのはいいと思います。

(吉澤委員長)

宮代町は計画を立てたら具体的な方針を立てて実行するというのは日常的にやっていると思うので、今回あえて推進方針として出してもらって、更に先行して出ている他の計画や色々な障がいの方の支援がありますので、そのバランスを図るというのも入れてもらった方がお互いの立場を尊重するためにどうかなと思いますので、入っていた方が良いでしょう。

では、三芳町の第5条を参考として作ってもらうということによろしいでしょうか。第6条、大事なところですよ。他にどうでしょうか。

(富澤委員)

(1) から (5) の表現についてです。(1) はこれで良いと思います。(2) (3) どちらも大事なことです、(2) 手話の情報の取得と (3) 環境の整備は関わりが深いと思うので、(2) (3) としないで、まとめても良いのではないかと思いました。

(吉澤委員長)

手話による情報の取得の機会を拡大するというのは環境を整えるということと、だいたい被ってくるところであって、ここを1つに合わせてもよいのではないかとこういうところですね。

(富澤委員)

例えばですが、手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関することとしてはどうでしょうか。どうしてかといいますと、この施策にあわせて細かい推進方針を作るにあたり、情報の取得というのは環境の整備が無ければ情報を取得できないものなので、一緒に考えていった方がいいかと思いました。

(吉澤委員長)

逆に分かれていると、どちらをどちらに入れるということになってきてしまってということですよ。先を見込んでのご意見ですよ。

(富澤委員)

もう一点は(4)手話による意思疎通の支援に関することというところで、これだけではどのようなことかわかりにくいことがあります。例えば、手話通訳者の養成、その他の手話による意思疎通の支援に関することと、通訳者の養成ということを入れた方が意思疎通支援とはどのようなものかがわかりやすいのではないかと思います。

(吉澤委員長)

手話通訳者の養成、配置についてはとても大事な部分なので、意思疎通の支援という部分で絶対に外せないところですよ。明らかなことなので明記しておいた方がよいのではないかとということですね。

(富澤委員)

(5)前4号に掲げるもののほかを省き、その他町長が必要と認めることでいいのかなと思いました。

(吉澤委員長)

富澤委員のご意見をまとめると、(1)から(4)までがここに書かれるということですかね。

(1)手話の理解及び普及に関すること(2)手話による情報の取得及び手話を使いやすくする環境の整備に関すること(3)手話通訳者の養成・その他の手話による意思疎通の支援に関すること(4)その他町長が認めること。このあたりの、認める、実行など、事務局何かありますか。

(事務局)

その他がたくさん出てくると重複してしまうので、その他は町長のところだけしか使えないと思います。施策の具体的な内容をここで入れてしまうと、それ以外のことが入れられなくなってしまうと思います。従い、手話通訳という言葉は入れない方がよいのではないのでしょうか。こちらはざっくりとしたものでないと、こまごまとした施策が打てないこととなると思います。ここで細かくしてしまうとロックがかかり、この先細かいことが出来なくなるかもしれません。

(富澤委員)これが施策ですよ。

(事務局)

この先の方針のところ、ここでロックがかかってしまうところに引っ張られて弾力的な方針が決められなくなっていってしまう可能性もあります。

(富澤委員)手話通訳者の養成など手話による、というのでは駄目ですか。

(事務局)

「など」を使ってしまうと曖昧になってしまうので、表現として「など」は使わないです。ここに書かれた内容に基づいてこれを実行するという方針建てになっていきます。

(近藤委員)

手話による意思疎通支援者というのが手話通訳者を含めたものなのですかね。三芳町の第5条第5号。

(事務局)

三芳町の書きぶりでは通訳者の配置、拡大、拡充、手話の意思疎通者のための施策となれば養成講座をやりますとなりますが、あまり具体的なことを入れられてしまいますと、それ以外のことはやり辛くなる恐れはあります。

(近藤委員)

意思疎通の支援というよりは、意思疎通支援者のための支援という施策なのですかね。(4)というのは。情報の取得は(2)に入っているのですよね。

(吉澤委員長)

例えば三芳町でいう手話通訳者の配置は、支援者のための施策とは違いますよね。一言でいうとこのまま、手話による意思疎通の支援に関することになってしまうのかなと思います。あえて入れたければ三芳町くらいの書き方にしないといけないかなという気がしますが。

支援者のための方策と通訳者の配置というのは違いますよね。

(近藤委員) 通訳者の配置が「など」となっているのですよね。繋がっているのですよね。

(吉澤委員長) 処遇改善は支援者のためだけけれどもですね。

(富澤委員)

おそらく三芳町は隣のどこかと派遣事業をしているので、その事業と、宮代町のように派遣事業は無いけれども、手話通訳者の養成をしていくという今後の未来を考えると、手話通訳者の養成に力を入れて、それが手話による意思疎通支援の今後につながる、繋げていきたいというのがあって、手話通訳者の養成という言葉を入れたかったのです。それが含まれているというのはわかっていたのですが、自分の気持ちを強く出したかったので意見として出しました。含まれているということであれば、このまま手話による意思疎通の支援に関することとして施策であげておいてもらって、制定後これに関しての推進、方針などでどのような事業を進めたら良いか具体的に出していけたらいいと思います。

(吉澤委員長)

ご意見を聞いていて整理したいのが、手話による意思疎通の支援に関することというのは、手話による意思疎通の支援者に対することとしてしまっているのかどうかというところです。支援に関することとは支援者の拡大、支援者支援のことと考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

支援者支援についてではなく、意思疎通の支援ということで、手話を必要とする人に対しての意思疎通の支援です。

(吉澤委員長)

そうですね。となると、ひとくくりの中に支援者に対する支援というのも入ってくるということではければこれで良いかなというところですね。そのような共通の理解ということでは

しいでしょうか。あえて支援者の支援というものをいれるかというところですが、このくらいの表現の方が具体的な方針の中にやりたいことを入れていかれるというお話もありましたね。

(富澤委員)

意思疎通支援の中に手話通訳者の派遣を認めるや、手話通訳者を配置するが含まれると思います。

(吉澤委員長)

そうですね。そういった形で幅広く盛り込めるようにするために、ゆるやかな形でいかれればと思います。

先ほど出ていた第6条の2を3にして2のところは町の施策で定める障がい者に関する計画との調和を保ちながらというような内容の表現を入れるというようなことで良いですか。ここに書かれている第6条の2は第6条の3という形で変更になるということですね。

そして、財政措置の第7条、これも計画等々で予算の配分もあるので、努めるものとすると思います。

皆様からたくさんご意見をいただいたところですが、以上でとりあえず第7条まで見てきましたが、言い忘れていること等々ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見が出揃いましたので、以上といたします。

本日予定しておりました議事をすべて終了いたしましたので、進行を司会と交代させていただきます。

3 その他

(司会 小島副課長)

本日いただきましたご意見、内容は次回お示しさせていただきます。

続きまして、次第3 その他でございます。

「その他」といたしまして、事務局から連絡事項がございます。

事務局から御説明申し上げます。

(事務局)

次回の会議は12月14日(水)午後1時30分からステップみやしろ 多目的室しいがしで実施いたします。

4 閉会

(司会 小島副課長)

皆様から何かございますでしょうか。

以上をもちまして、第3回(仮称)宮代町手話言語条例検討委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。